

宮城県動物愛護管理推進計画

(改訂版)

令和3年3月
宮 城 県

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化が進む中で、家庭動物は、日々の生活において、飼い主の心を和ませ、潤いと喜びを与えてくれる家族の一員として、関わりが深い重要な存在となっています。一方で、動物の不適正な飼養管理に起因する生活環境の悪化や動物の命に対する責任放棄の結果としての遺棄や虐待、動物に対する考え方の相違から生じるトラブル等の問題が発生しています。

宮城県では、環境大臣が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に則して、人と動物が真に共生できる社会を構築するため、平成19年12月、3つの基本理念を定め、県、地域住民、動物愛護等関係団体、学校関係者等が主体となり、動物愛護管理に関する12の施策から構成された「宮城県動物愛護管理推進計画」(以下「計画」という。)を策定し、平成26年3月には計画を一部改訂しながら各種施策に取り組んできました。

このような中、令和元年6月19日に「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「動物愛護管理法」という。)が改正され、動物の飼い主等が遵守すべき責務規定の明確化、第一種動物取扱業による適正飼養等の促進、動物の適正飼養のための規制の強化、動物愛護管理センター業務を規定する等都道府県等の措置等の拡充、犬猫の販売業者等にマイクロチップの装着・登録の義務付け等が盛り込まれ、一部が令和2年6月1日に施行されました。また、令和2年4月30日には基本指針が改正、6月1日から適用されました。

これら法及び基本指針の改正に加え、本県の現状と課題の点検結果や動物の愛護及び管理に関する社会情勢、生活環境・県民意識の変化を踏まえ、新たな項目を追加する等、推進計画を改訂しました。

今後とも、関係者とさらに連携しながら、宮城県動物愛護管理推進計画を着実に実施し、人と動物が真に共生する社会の実現を目指します。

令和3年3月

宮 城 県

目次

第1章 計画の改訂

- 1 改訂の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ及び目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間及び対象区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 動物の愛護及び管理に関する宮城県の現状と課題

- 1 犬の登録及び狂犬病の予防注射接種状況等・・・・・・・・ 2
- 2 犬，猫に関する苦情・相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 犬，猫の引取り実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 引取り等を行った犬，猫の措置状況・・・・・・・・・・ 6
- 5 マイクロチップの登録状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 6 動物取扱業の態様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 7 動物愛護に関する普及啓発の状況・・・・・・・・・・ 9
- 8 県内の動物愛護団体の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 9 災害時の動物救護態勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 動物愛護管理推進計画の基本理念と施策

- 1 動物愛護管理推進計画の基本理念
 - (1)基本理念1 動物愛護を通じた生命を大切にする心の育成・・・・・・・・ 12
 - (2)基本理念2 動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成・・ 12
 - (3)基本理念3 動物の愛護と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築・・ 13
- 2 施策
 - (1)施策1 動物愛護思想の醸成及び終生飼養の推進・・・・・・・・・・ 14
 - (2)施策2 動物愛護教育の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (3)施策3 動物の適正な飼養及び管理に関する知識の普及・・・・・・・・ 15
 - (4)施策4 犬の登録と狂犬病予防注射接種の啓発・・・・・・・・・・ 16
 - (5)施策5 収容動物の返還及び譲渡の促進・・・・・・・・・・ 16
 - (6)施策6 動物取扱業の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (7)施策7 動物の介在活動への理解の促進・・・・・・・・・・ 18
 - (8)施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いへの理解の促進・・ 19
 - (9)施策9 地域や社会の実情を踏まえた動物の愛護管理のあり方の合意形成・・ 19
 - (10)施策10 災害時における救護態勢の整備・・・・・・・・・・ 20
- 3 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 4 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第1章 計画の改訂

1 改訂の背景

県では、動物愛護管理法に基づき、平成18年に環境大臣が定めた基本指針に則り、10年後のあるべき姿を目標とした「宮城県動物愛護管理推進計画」(以下「計画」という。)を平成19年12月に策定しました。その後、平成24年9月に動物愛護管理法が改正、併せて平成25年9月に基本指針が改正・適用されたことから、平成26年3月に計画の一部を改訂しました。

動物の愛護及び管理施策のより一層の推進を図るため、令和元年6月19日に動物愛護管理法が改正、令和2年6月1日からその一部が施行され、令和2年4月に基本指針が改正・適用されました。これにより、令和3年度から令和12年度までの10か年計画として見直しが行われたところです。

動物の愛護及び管理の基本は、動物の命の尊厳を守り、動物の生理、生態、習性を考慮して適正に取り扱うことにあります。今般、真に人と動物が共生できる社会の実現に向けて、県民、関係団体、市町村、県等動物を取りまく関係者が動物の愛護と管理について、多様な考え方があつたことに留意しつつ普遍性及び客観性の高い合意形成が図られるよう推進計画を改訂したものです。

2 計画の位置づけ及び目的

本計画は、動物愛護管理法第5条に基づき策定される基本指針に則し、同法第6条に基づき策定するもので、動物の愛護及び管理に関する県の基本的方向性や中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための手段や実施主体の設定を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行することを目的とします。

3 計画の期間及び対象区域

令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とし、宮城県全域を対象とします。

第2章 動物の愛護及び管理に関する宮城県の現状と課題

1 犬の登録及び狂犬病の予防注射接種状況等

県内の犬の登録頭数は、令和元年度113,069頭で、6～7世帯に1頭の割合で飼養されています。このうち、狂犬病予防注射接種頭数は93,140頭で接種率は82.4%となっています(表1)。予防注射を実施しない理由としては、老齢や治療中であることのほか、そもそも予防注射が義務であることを承知していないことや屋内で飼養するので予防注射の必要性がないと考えていること、あるいは、狂犬病予防注射の手数料に対する抵抗感があること等が要因と考えられます。飼い犬の登録と狂犬病予防接種は、狂犬病予防法で規定されている飼い主の義務であり、その必要性等について啓発し、引き続き飼い犬の登録と狂犬病予防注射接種の種率の向上を目指す必要があります。

表1 県内の犬の登録頭数及び狂犬病予防注射接種状況(仙台市含む)

年度	登録頭数	狂犬病予防注射接種頭数	注射接種率
平成 20	137,604	116,418	84.6%
平成 21	137,609	116,115	84.4%
平成 22	137,637	115,419	83.9%
平成 23	135,587	103,283	76.2%
平成 24	133,522	107,048	80.2%
平成 25	131,255	107,861	82.2%
平成 26	128,784	105,370	81.8%
平成 27	125,590	103,124	82.1%
平成 28	122,554	100,509	82.0%
平成 29	119,461	98,225	82.2%
平成 30	116,412	95,500	82.0%
令和元	113,069	93,140	82.4%

2 犬、猫に関する苦情・相談

県内の犬に関する苦情(放浪犬等の捕獲, 放し飼い, 鳴き声, 糞尿)の件数については、第1期推進計画の平成19年度から平成25年度にかけて1,610件から1,137件と減っており、第2期推進計画が始まった平成26年度は984件、令和元年度は754件と減少して推移しています(図1)。

苦情の内容は、放浪犬等の捕獲依頼が最も多く令和元年度で469件(62%)、鳴き声と放し飼いに関する苦情がそれぞれ138件(18%)、119件(16%)となっています(図2)。また、住宅が密集する都市部では鳴き声が、郊外では捕獲依頼の割合が高くなる傾向にある

等、地域の苦情内容の違いを考慮した適正飼養の普及啓発が重要です。

犬に関する相談内容は、失踪犬の照会や飼養できなくなった犬の引取り依頼等となっており、適正飼養や終生飼養について、さらなる普及啓発を飼い主に対して行っていく必要があると考えます。

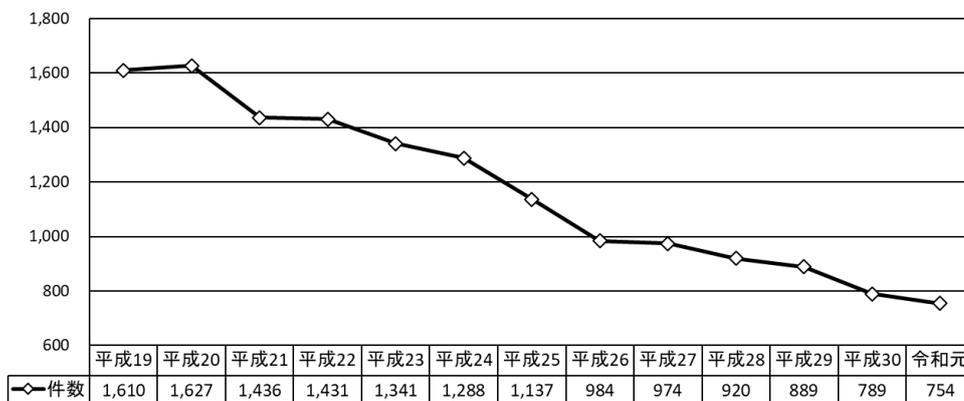


図1 県内の犬の苦情受理件数の推移(仙台市含む)

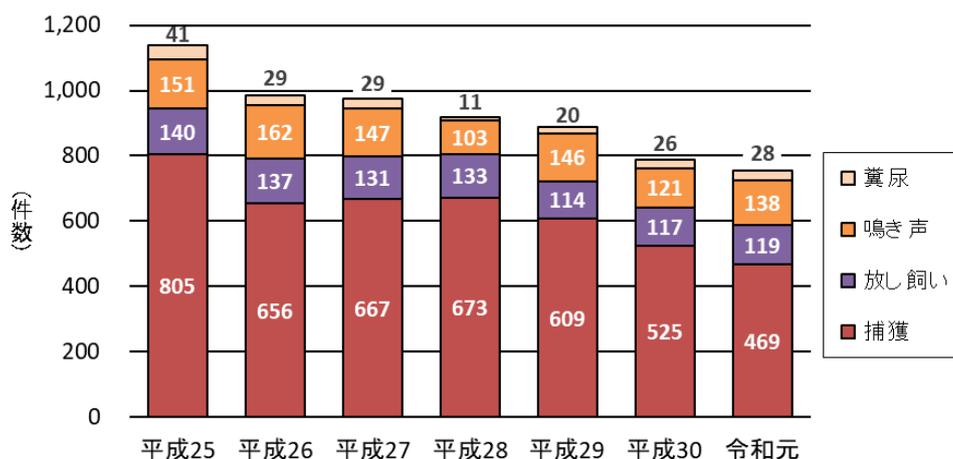


図2 県内の犬の苦情内容件数(仙台市含む)

県内の猫の苦情(所有者不明猫の引取り、糞尿、餌付け、外飼・侵入、鳴き声)の件数は、統計を始めた平成28年度の1,355件から令和元年度1,479件とほぼ横ばいに推移しています。また、この4年間の苦情割合は、野良猫や外飼いされている猫が産んだ子猫等所有者不明猫の引取りが67%と半数以上を占めています(表2、図3)。

特に住宅が近接する地域において、多くの問題が生じています。不妊去勢措置を施していない猫が地域内を自由に歩き回ることにより、繁殖を繰り返し、結果としてこれらの猫が産んだ子猫の引取りや糞尿等の苦情・相談が絶えない状況となっています。また、所有者不明猫への無責任な餌付け行為が、これらの苦情増加の一因となっていると思われます。

猫に関する相談内容は、失踪照会や譲渡希望、飼育相談が比較的多いものの、問題が複合している相談が非常に多いことが特徴となっています。

飼い主の義務として、所有する犬への鑑札及び注射済票の装着が狂犬病予防法で義務付けられています。所有者不明で収容されたが飼い主に返還することのできない犬や猫を減少させていくためには、飼い主に対して名札類やマイクロチップ等による所有者明示措置及び逸走防止措置の必要性に関する意識の啓発を推進していく必要があります。

表2 県内の猫の苦情受理件数(仙台市含む)

年度	引取り	糞尿	餌付け	外飼・侵入	鳴き声	合計
平成28	1,004	168	121	45	17	1,355
平成29	834	202	129	106	28	1,299
平成30	840	247	147	75	27	1,336
令和元	976	252	151	82	18	1,479
平均割合	67%	16%	10%	6%	1%	

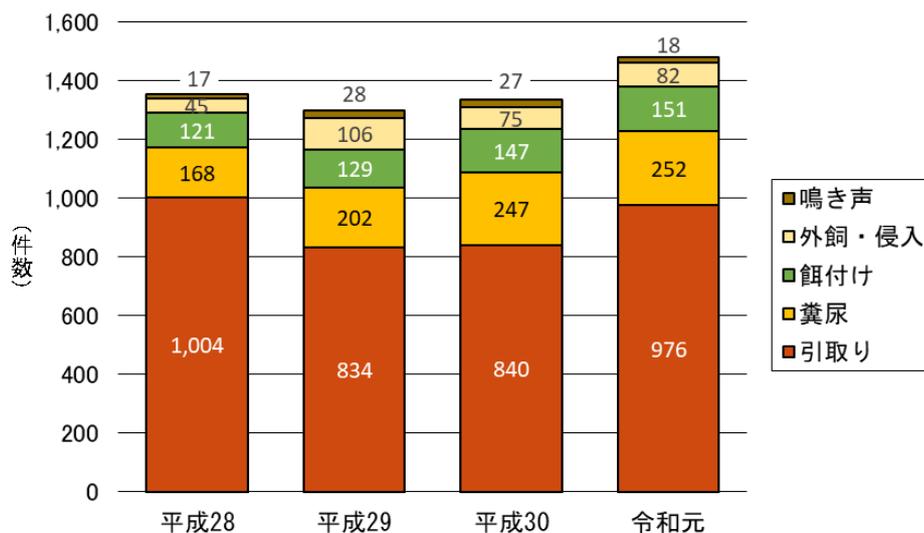


図3 県内の猫の苦情受理件数(仙台市含む)

3 犬、猫の引取り実施状況

県内の犬及び猫の引取り(動物愛護管理法第35条第1項(所有者からの引取り)、同条第3項(拾得者からの引取り))の頭数は、表3、図4に示したとおりです。

犬については、令和元年度では平成25年度に比較して約28%の77頭まで減少しました。また、引取り数の登録頭数全体に対する割合は、平成25年度の0.21%から令和元年度は0.07%(10,000頭中、21頭から7頭)に減少しています。理由の一つとして、飼い主に終

生飼養の意識が高まりつつあることが考えられます。

猫については、令和元年度の引取り数は、平成25年度に比較して約39%の1,615頭まで減少しました。依然として子猫(90日齢以下)の占める割合が非常に多く、令和元年度の子猫の引取り数は1,359頭(表4)で、猫全体の約84%を占めています。この要因としては、栄養状態や飼養環境の改善等により、年2～3回の分娩が可能となったこと、1回の出産頭数が増えたことが考えられます。

表3 県内の犬及び猫の引取り数(仙台市含む)

年度	犬		猫		合計
	県全体	仙台市*	県全体	仙台市*	
平成25	276	23	4,127	1,375	4,403
平成26	249	18	3,500	1,289	3,749
平成27	153	10	3,295	1,084	3,448
平成28	138	5	2,830	631	2,968
平成29	83	5	2,360	540	2,443
平成30	93	6	1,981	359	2,074
令和元	77	1	1,615	279	1,692

* : 県全体の内数

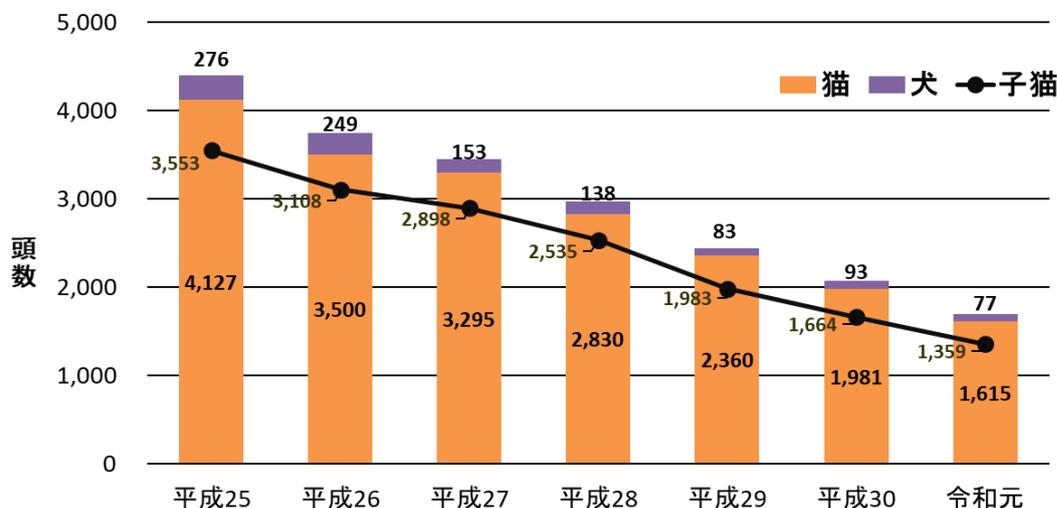


図4 県内の犬及び猫の引取り数(仙台市含む)

表4 県内における猫の引取り数(仙台市含む)

年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
成猫(所有者)	221	137	189	117	197	145	88
成猫(不明)	353	255	208	178	180	172	168
成猫合計	574	392	397	295	377	317	256
子猫(所有者)	673	356	320	293	94	103	119
子猫(不明)	2,880	2,752	2,578	2,242	1,889	1,561	1,240
子猫合計	3,553	3,108	2,898	2,535	1,983	1,664	1,359
猫合計	4,127	3,500	3,295	2,830	2,360	1,981	1,615

4 引取り等を行った犬, 猫の措置状況

県内の犬の引取り及び捕獲数(負傷による収容を除く)は, 令和元年度は432頭で, 平成25年度の1,068頭から636頭減少しています。猫の引取り数は, 令和元年度は1,615頭で, 平成25年度の4,127頭から2,512頭減少しています(図5, 6)。これらは, 飼い主からの引取りの有料化の影響や, 飼い主に対する適正飼養や終生飼養についての普及啓発等の成果と考えます。

引取り及び捕獲をした犬のうち, 飼い主への返還や譲渡の割合は, 令和元年度で86%となっており, 殺処分等^{*}は減少傾向にあります。

猫については, 引取りをした大半が離乳前の幼齢猫のため, 飼養管理中に死亡してしまう個体が多く, 譲渡することが困難な状況ですが, 猫の引取り数に対する譲渡・返還頭数の割合は, 平成25年度の21%から令和元年度は48%と約2倍に増加しています。また, 殺処分等^{*}の割合は, 平成25年度の80%から令和元年度は50%と減少しています。

今後は, 犬については成犬の譲渡を進めることが, 猫については引き続き不妊去勢措置の啓発を進めて子猫の引取り数を減らすことが, さらなる殺処分頭数の減少につながるものと考えられます。

※収容中死亡を含む

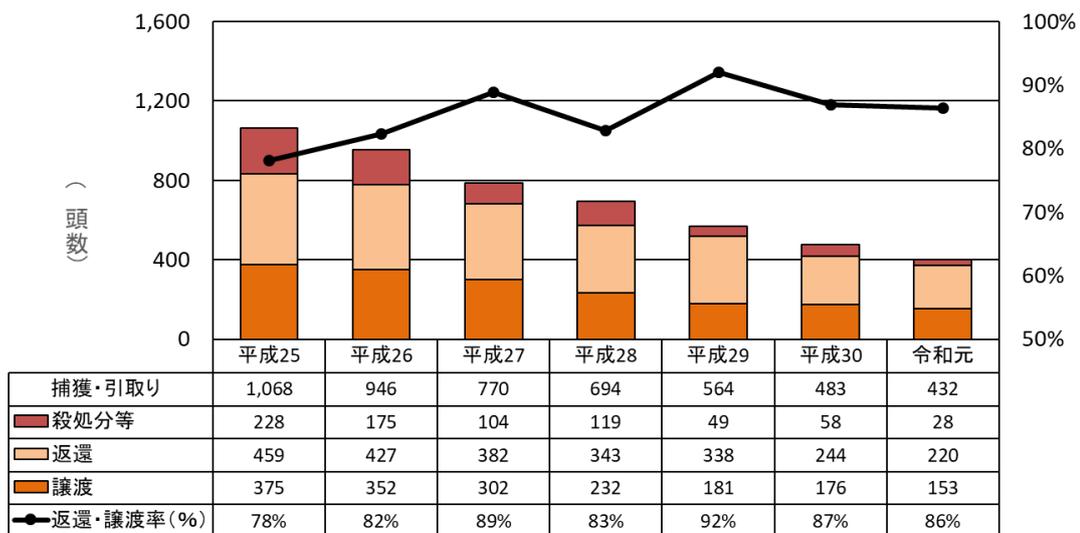


図5 県内における引取り及び捕獲をした犬の措置状況(仙台市含む)

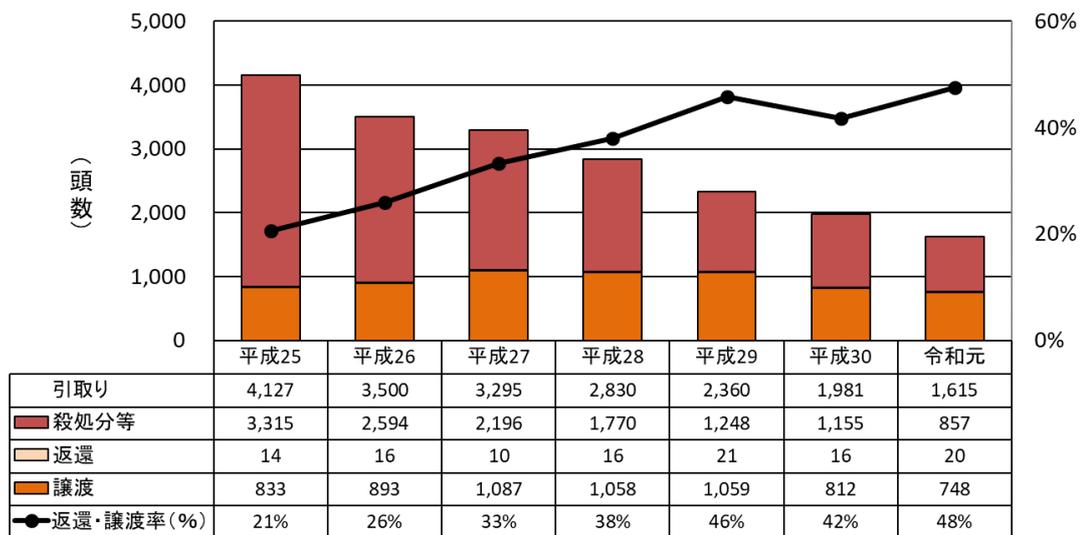


図6 県内における引取りをした猫の措置状況(仙台市含む)

【注: 図5, 図6】

- 1 当該年度の「捕獲・引取り又は引取りの数」と「返還, 譲渡, 殺処分等の合計数」は, 返還等の実施が次年度になる場合があることから, 一致しません。
- 2 返還・譲渡率は, 当該年度の捕獲・引取り又は引取りの数における割合になります。

5 マイクロチップの登録状況

県内の犬猫等のマイクロチップ登録数は、平成25年度の12,621件から令和元年度は38,494件と犬、猫ともに増加傾向にあります(図7)。マイクロチップを装着・登録することにより、地震等の災害時や事故、迷子等で飼い主と離れた場合でも、登録された情報により、飼い主に戻ってくる可能性が高くなります。

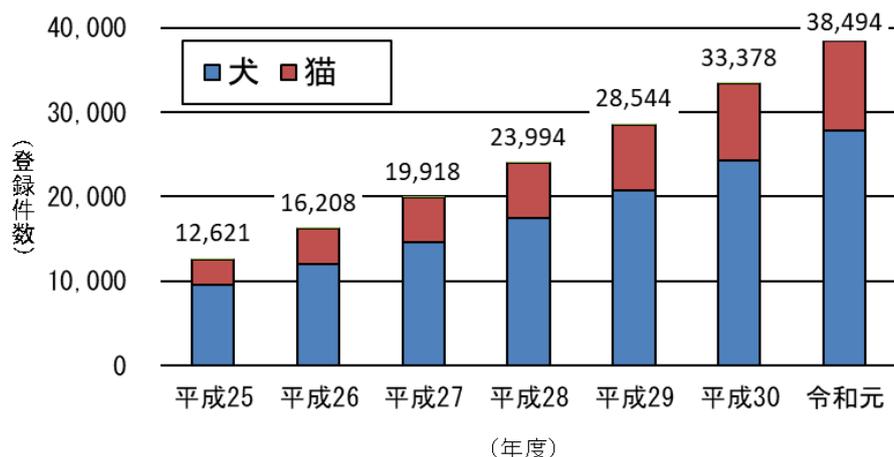


図7 県内のマイクロチップの登録数(仙台市含む)

6 動物取扱業の態様

県内の第一種動物取扱業の登録業者数は、平成25年度の557件から令和元年度は655件と増加傾向にあります(表5)。営業形態としては販売(小売業者、卸売業者)、保管(ペットホテル業者、美容業者)、訓練(訓練・調教業者)、貸出し(ペットレンタル業者、動物派遣業者)、展示(水族館、動物ふれあいテーマパーク、乗馬施設)、競りあわせ業(動物オークション)、譲受飼養業(老犬・老猫ホーム)と様々であり、近年は動物の保管や展示を行う業態が増加しています(図8)。

県等では第一種動物取扱業者に対し、飼養施設等の基準が遵守され衛生的に管理されていること、取扱い動物の生態・習性・生理等を理解しこれに配慮した適正飼養を行っていること、顧客に対して適切な情報提供を行っていること等を、定期的な立ち入り調査により確認しています。

表5 県内の第一種動物取扱業者の業種別登録件数(仙台市含む)

年度	自治体	販売	保管	貸出	訓練	展示	競りあっせん業	譲り受け飼養業	登録業者総数
平成25	県(仙台市除)	175	149	7	28	24	1	1	296
	仙台市	112	187	7	27	22	0	1	261
	計	287	336	14	55	46	1	2	557
平成26	県(仙台市除)	175	159	7	28	25	1	1	300
	仙台市	116	190	7	29	24	0	1	267
	計	291	349	14	57	49	1	2	567
平成27	県(仙台市除)	179	168	8	29	21	1	1	311
	仙台市	126	197	6	30	29	0	1	285
	計	305	365	14	59	50	1	2	596
平成28	県(仙台市除)	178	177	11	30	28	1	1	326
	仙台市	122	196	8	30	35	0	1	294
	計	300	373	19	60	63	1	2	620
平成29	県(仙台市除)	180	187	10	30	29	1	1	334
	仙台市	125	203	8	28	35	0	1	294
	計	305	390	18	58	64	1	2	628
平成30	県(仙台市除)	179	196	9	29	30	1	1	336
	仙台市	123	212	8	24	44	0	1	309
	計	302	408	17	53	74	1	2	645
令和元	県(仙台市除)	173	207	9	30	31	1	1	338
	仙台市	125	220	8	27	44	0	1	317
	計	298	427	17	57	75	1	2	655

※業者が複数業種の登録を行っている場合があり、業種別登録数の合計と業者総数は等しくならない。

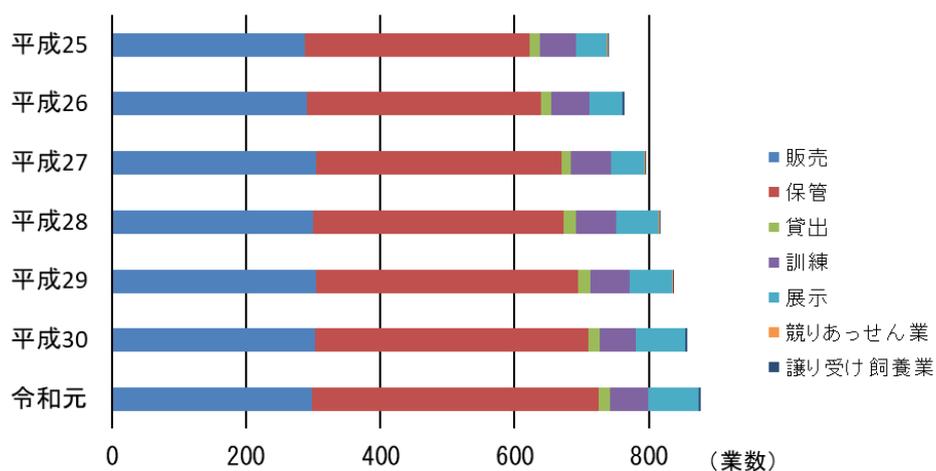


図8 県内の第一種動物取扱業者の業種別登録状況(仙台市含む)

7 動物愛護に関する普及啓発の状況

近年、愛護動物の虐待や多頭飼育の崩壊に関する報道を目にする機会が増えています。生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、動物とのふれあい等を通して動物の適正飼養について、小学校低学年のうちから普及啓発を行う取組みが、より一層重要となってきています。

こうした中、県内の関係各団体でも様々な取組みを進めています。獣医師会では学校で

の動物飼育への支援活動を行っており、また、動物愛護団体では活動の一環として学校を訪問し、児童等への愛護教育を実施しているところです。

宮城県動物愛護センター(以下、「動物愛護センター」という。)では、感受性豊かな幼児や小学校低学年児童を対象とした動物との「ふれあい教室」、県民が自由に訪れて動物とふれあうことができる「ふれあい広場」等を行っています(表6)。県保健所では、地元でセンターの動物とふれあう機会を提供する「移動ふれあい教室」や、市町村や獣医師会と連携した「犬のしつけ方教室」等の各種普及啓発事業を実施しています。

表6 宮城県動物愛護センターにおける愛護事業実施状況

年度	ふれあい教室実施状況			ふれあい広場利用状況	
	件数		参加者数	開場日数	利用者数
	所内	移動			
平成20	49	3	2,928人	249日	9,222人
平成21	43	8	2,431人	241日	7,533人
平成22	52	7	2,769人	231日	8,252人
平成23	37	2	1,778人	183日	4,512人
平成24	44	3	2,047人	246日	8,345人
平成25	46	5	2,324人	245日	9,620人
平成26	46	4	2,166人	245日	8,808人
平成27	36	5	1,946人	245日	8,836人
平成28	34	2	1,636人	242日	8,094人
平成29	30	3	1,307人	215日	6,183人
平成30	26	2	1,260人	194日	3,646人
令和元	27	3	1,165人	176日	3,243人

8 県内の動物愛護団体の状況

県内の動物愛護団体では、各種イベントや講習会等を通して命の大切さを伝えることや、適正飼養や不妊去勢の普及啓発、飼い主不明動物の保護及び新しい飼い主探し等、様々な活動を行っています。県では、平成26年度より県に登録した団体(登録譲渡対象者)と連携した譲渡の推進に取り組んでいます。

9 災害時の動物救護態勢

県内において大規模な災害が発生した場合、被災した愛護動物の救援を図り、県民生活の安定に寄与するため、県は平成19年3月に公益社団法人宮城県獣医師会（当時は社団法人宮城県獣医師会）と「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」を締結しました。災害時は県からの活動要請により、県獣医師会が緊急災害時動物救護本部を運営することとしております。

この協定に基づき、東日本大震災では、緊急災害時被災動物救護本部を設立し、被災動物の保護、治療、譲渡等の救護活動にあたりました（図9）。また、令和元年台風第19号による被災の際には、ペットの一時預かり等の支援を行いました。

今後は、災害時の同行避難マニュアルの策定や訓練等による災害への備えについての普及啓発のほか、大規模な感染症拡大等災害の多様化に対応するために、協定書の内容については適宜見直していくことが必要となっています。

なお、仙台市については、別途、公益社団法人仙台市獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を平成25年6月に締結しております。

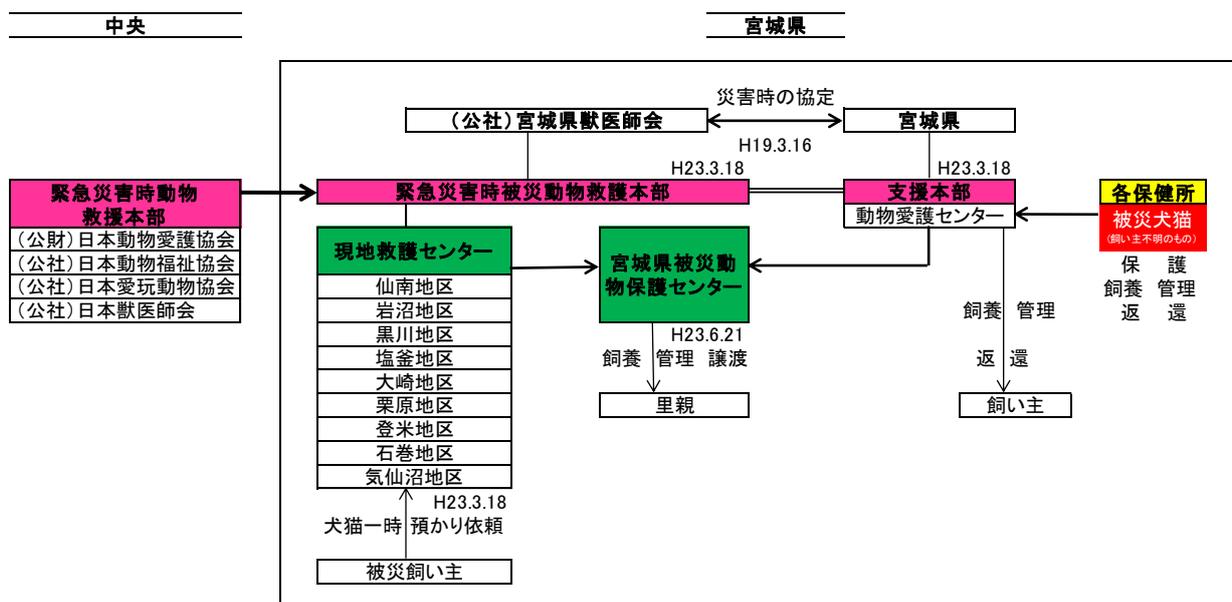


図9 東日本大震災における被災動物救護の組織体制(仙台市除く)

(注) 緊急災害時動物救護本部は、平成28年3月に「一般財団法人ペット災害対策推進協会」と名称変更となり、令和元年12月に活動を終了し解散しました。令和2年1月より「ペット災害支援協議会」が新たに発足しています。

第3章 動物愛護管理推進計画の基本理念と施策

1 動物愛護管理推進計画の基本理念

環境大臣が定めた「基本指針」に則して、本計画では人と動物が真に共生できる社会を構築するために、3つの基本理念を定めました。

(1) 基本理念1

動物愛護を通じた生命を大切にする心の育成

動物愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守ることにあります。命あるものである動物に対して優しい眼差しを向けることができるような態度なくして社会における生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難です。このため、飼い主に対しては、動物の終生飼養やみだりな繁殖を防止する措置について働きかけるとともに、子どもには動物とのふれあいや講話等を通して「他人へのいたわり」や「命の大切さ」を学ぶ機会を設けてまいります。

将来の姿

◆ 動物の生命を尊重する意識が向上している

数値目標

犬、猫引取り数：令和12年度 800頭/年

(平成30年度約2,000頭を60%減少する)

(2) 基本理念2

動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成

飼い主は、動物を所有又は占有する者としての社会的責任を自覚し、動物の鳴き声や糞尿等の迷惑、そして人の生命、身体又は財産の侵害や他の動物への危害を防止するため、動物の種類、習性等に応じた、適正な飼養管理を行わなければなりません。

飼い主の倫理を向上させる機運を醸成するとともに、動物の性質を理解した正しい飼養方法を普及啓発する等、人と動物が真に共生する社会を形成してまいります。

将来の姿	◆飼養者の倫理が向上し動物が適正に飼養されている ◆動物取扱業が健全に営まれている
数値目標①	苦情件数:犬 450件/年, 猫 950件/年 (犬の平成26年度から令和元年度までの6年間の平均苦情件数885件を概ね半減する。猫の平成28年度から令和元年度までの4年間の平均苦情件数1,367件を約30%削減する)
数値目標②	マイクロチップ登録数:85,000件(延べ) (令和元年度比約38,500件を約220%増加する)

(3) 基本理念3

動物の愛護と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築

人の動物に対する意識や感情は、千差万別であり、特に地域住民間で動物の愛護と管理に関する合意の形成は困難を伴うものですが、互いを尊重する気持ちを持つことで合意を形成していくことが可能であると考えています。

地域に根付いた形での動物愛護及び管理を広めていくために、県では引き続き動物愛護推進員を委嘱し、活動支援に取り組んでまいります。

さらに、飼い主等、獣医師会、学識経験者、動物愛護団体、動物取扱業者、市町村及び県等がそれぞれの役割を果たすとともに、関係者による協議会等を通じて、協働関係を構築してまいります。

将来の姿	◆ 県民の間における動物の愛護及び管理についての合意が形成されている ◆ 関係者によるネットワークが構築されている
数値目標	動物愛護推進員の数: 令和12年度目標 100名 (令和元年度実績 44名)

※動物愛護推進員は、動物愛護管理法第38条に基づき、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、県が委嘱しているものです。

2 施策

基本理念に基づき、各種施策を計画的に推進してまいります。

基本理念 1：動物愛護を通じた生命を大切にすの育成

(1) 施策1 動物愛護思想の醸成及び終生飼養の推進

ア 動物愛護思想の普及啓発と多様な主体との相互理解の醸成

県民が動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、動物に関して正しい知識及び理解を持つことができるように、県は、動物愛護推進員、動物愛護団体、獣医師会、動物取扱業者及び市町村等と連携し、学校、地域及び家庭等において、動物愛護週間行事、適正飼養講習会、ふれあい教室等を通して普及啓発に取り組んでまいります。また、これらの取組みを通じて、地域の模範となる飼い主等の人材を育成することで、動物の安易な飼養の抑制や動物との適切な関係を構築できる環境を目指します。

イ 繁殖制限措置の推進

犬及び猫の引取り数を減少させる手段の一つとして、不妊去勢措置があり、動物愛護管理法にも飼い主の責務として繁殖制限措置を講ずることが明記されています。特に猫は繁殖力が強く、猫の引取り数のうち飼い主不明の子猫が約80%を占めていることから、飼い主のいない猫の不妊去勢への取組みを推進してまいります。

また、犬や猫の不妊去勢は、望まない繁殖を避けられる他にも、生殖器に関連する病気の予防、問題行動の抑制等のメリットがあることが知られています。県等では子犬や子猫を引き取る際に、飼い主に対し親動物の不妊去勢措置について指導しておりますが、さらに動物愛護推進員、動物愛護団体、獣医師会及び市町村等関係者と連携し、普及啓発を実施してまいります。

ウ 犬、猫の終生飼養の推進

飼い主からの引取り数を減らすため、動物の終生飼養を指導するとともに、安易な飼養放棄を抑止する手段の一つとして、平成20年より犬及び猫の引取りを有料化しております。都道府県等は、動物愛護管理法の終生飼養に関する規定の趣旨に照らして、引取りを求める相当の事由がないと認められる場合は、引取りを拒否することができることから、関係団体との連携をより一層強化しながら、飼い主等に終生飼養についてさらなる普及啓発を行ってまいります。

(2) 施策2 動物愛護教育の実施

学校等における愛護教育等の実施

学校等と動物愛護推進員，獣医師会，市町村及び県等が連携し，動物とのふれあい事業や出前講座を活用した講話等を通して，子どもの動物を愛護する心を育成してまいります。

また，学校動物飼育担当者等からの動物の病気や飼育管理方法等の相談については，獣医師会との連携のもと，適切に助言及び支援してまいります。

基本理念2：動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成

(3) 施策3 動物の適正な飼養及び管理に関する知識の普及

ア 普及啓発

飼い主に対し，逸走やみだりな繁殖の防止等動物の適正な飼養及び管理に関する知識の他，動物の虐待・遺棄の防止や動物由来感染症に関する知識と理解等を持てるよう，市町村及び県等関係機関が連携し，広く普及啓発に取り組んでまいります。

また，地域の特性を踏まえた動物の飼養管理のあり方を考慮し，犬種に応じた飼養の仕方や猫の室内飼育の推奨，飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や給餌・排泄の管理等を実施する地域猫活動への理解の促進等，地域住民への普及啓発を行うことで，動物の愛護と管理の両立を目指してまいります。

イ 情報発信

情報発信の多様化にあわせて，従来の広報誌や配布物等の紙媒体だけでなく，ホームページやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等のウェブサービスを積極的に活用し，飼い主だけでなく県民に対し広く情報発信に取り組んでまいります。

ウ 適正飼養に関する講習会等の開催

動物とのふれあいや家庭動物等の適正な飼養の経験により生命尊重，友愛等の情操の涵養を図る観点から，県，市町村等による犬のしつけ方教室や，動物とのふれあい教室・移動ふれあい教室を開催してまいります。

さらに，県等で新たな飼い主に犬，猫を譲渡する際には，引き続き講習等により動物の適正飼養に関する情報を提供してまいります。

エ 指導及び福祉部局等との連携

動物の不適正な飼養や無責任な給餌行為等により、人等への危害及び周辺的生活環境が損なわれる事態等が発生した又は発生する恐れがある場合の改善を図るため、県は、市町村や地域住民等と連携し、飼い主(餌付け行為者を含む)に対し飼い主の責務を認識させ、飼い主が管理可能な頭数の範囲で、適正な飼養管理が行えるよう指導を行ってまいります。

また、多頭飼育問題等の不適正な飼養に対応するため、県は関係する地方公共団体の福祉部局等との連携を強化し、問題の初期段階での把握に努め、周辺的生活環境の保全等を図る措置の在り方について検討してまいります。

オ 愛護動物の遺棄及び虐待の防止

獣医師に対し、愛護動物の虐待等の通報が義務づけられたことの周知の徹底を図り、通報への対応等の明確化及び必要な体制の構築について検討するとともに、警察との連携をより一層推進し、遺棄及び虐待の防止を図ってまいります。

また、通報・相談については、獣医師のみならず動物取扱業者や動物関係団体等からも広く受け付け、遺棄・虐待行為防止の早期発見に努めてまいります。また、県民に対し、動物の遺棄・虐待防止に関する情報を提供してまいります。

(4) 施策4 犬の登録と狂犬病予防注射接種の啓発

関係機関・団体との連携による普及啓発

県、市町村等関係機関及び獣医師会、動物取扱業者等関係団体が連携し、犬の登録や狂犬病予防注射接種率の向上に向け、様々な機会を通じて、飼い主に対し登録と狂犬病予防注射に関しての法的義務を啓発してまいります。

また、動物取扱業者が所有する犬の登録・狂犬病予防注射接種について、県は市町村と連携し実施の徹底を図ってまいります。

(5) 施策5 収容動物の返還及び譲渡の促進

ア 鑑札、注射済票及びマイクロチップの装着等による所有者明示の推進

犬への鑑札や注射済票の装着について、県は、市町村、獣医師会、動物取扱業者及び関係団体と連携し積極的に普及啓発し、捕獲抑留された犬の早期返還・返還率の向上を目指してまいります。

マイクロチップの装着及び所有者情報の登録や名札類の装着は、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の飼い主の発見を容易にし、また、飼い主の明確化による意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の防止に寄与することが期待出来ることから、より一層装着及び登録又は登録事項変更届が促進されるよう、獣医師会と連携し普及に取り組んでまいります。

さらに、捕獲抑留された犬や飼い主が不明である犬、猫の情報について市町村や警察との共有化を図るとともに、ホームページやSNS等のウェブサービスの活用により飼い主への返還を推進してまいります。

イ 譲渡の推進

やむを得ず引き取られた犬又は猫が新たな飼い主のもとで終生飼養されるよう、譲渡を推進してまいります。県保健所、動物愛護センター(仙台市においては、動物管理センター)で実施する県民への譲渡の他、ウェブサービスを活用した広報活動や関係団体との協働等、効果的な譲渡を進めてまいります。

ウ 殺処分の減少

殺処分数を減少させるためには、県等の引取り数を削減する入り口対策と返還・譲渡率を向上させる出口対策の両方がかかせません。入り口対策として、安易な引取り依頼に繋がらぬための終生飼養の普及啓発の徹底、所有者不明猫に対する無責任な餌やりの防止等により、引取り数を最小限にします。出口対策として、積極的な返還及び譲渡の推進を行います。

これらの対策により、譲渡に適さないと判断した場合や引取り後に死亡した場合を除いたものについては、可能な限り殺処分ゼロを目指してまいります。

(6) 施策6 動物取扱業の適正化

ア 動物取扱業者への指導と育成の推進

第一種動物取扱業のより一層の適正化を図るため、県等は事業者に対し、関連法令の遵守義務について周知徹底を図ってまいります。また、定期的に立入検査を実施し、飼養施設や管理方法が基準に適合しているか確認し、不適正な飼養管理等については、すみやかに改善するよう指導してまいります。

さらに、事業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な事業者の育成及び業界全体の資質向上を図るよう、その取組みを促進してまいります。

イ 動物取扱業者による普及啓発

動物取扱業者は、利用者に対し、終生飼養や適正な飼養方法等、動物の取扱いに関する説明を行う役割があることから、動物取扱業者が普及啓発を行うことによって、利用者による動物の適正飼養が図られるよう連携してまいります。

これを推進するため、県等は動物取扱責任者に対し、関係法規や飼養管理に関することのほか、業種に応じた効果的な動物取扱責任者研修を実施してまいります。

ウ 特定動物の適正な飼養保管の徹底

令和元年法改正により、特定動物^{*}の愛玩目的での飼養又は保管が禁止されたこと、及び特定動物が交雑して生じた動物が規制対象に追加されたことについての周知を推進するとともに、県等において、特定動物を取り扱う動物取扱業者に対し、特定動物の適正な飼養保管及び逸走による人への危害が発生しないように指導するとともに、販売にあたっては販売先の飼養保管許可の有無の確認や当該動物の飼養管理について必要な情報提供等を実施するよう指導してまいります。

また、特定動物の飼い主に対しても、マイクロチップの装着や飼養管理についての指導を徹底してまいります。

^{*}特定動物：トラ、タカ、ワニ、マムシ等、人に危害を加える恐れがあるとして環境省が定めた動物で、飼養する場合に動物種・飼養施設ごとに許可が必要である。

(7) 施策7 動物の介在活動への理解の促進

ア 盲導犬等に対する支援

県等は、障がいのある方の自立や社会参加を促進するために必要とされる盲導犬、介助犬及び聴導犬について、県民に対し理解の促進に努めてまいります。

イ 動物介在活動に関する普及啓発

県等は、動物とのふれあいにより心の健康を向上させること等を目的とした活動(アニマルセラピーを含む)について、県民に対し普及啓発を図ってまいります。

ウ 動物に対する配慮

県等は、動物の介在活動を行う団体等に対し、活動に使用する動物については、動物福祉^{*}に配慮するよう、必要に応じて助言や指導等を実施してまいります。

^{*}動物福祉：動物の扱いに際し、痛みや苦しみ、ストレスを軽減すること。ここでは、長時間の活動への参加や、移動のストレス等に配慮することを指しています。

(8) 施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いへの理解の促進

ア 実験動物の適正な取扱いの推進

実験動物の飼養等について、県等は、関係機関、団体等と連携しながら、実験動物を取り扱う関係機関及び関係者に対し、動物愛護の観点から「3Rの原則^{*}」や「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の周知や遵守の徹底を推進するとともに、管理者による自主管理の推進を図ってまいります。

※3Rの原則： 代替法の活用:Replacement, 使用数の削減:Reduction, 苦痛の軽減:Refinement

イ 産業動物の適正な取扱いの推進

アニマルウェルフェアに配慮した産業動物の飼養管理の普及・定着を図るため、家畜・家禽の飼養者に対する「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の周知、遵守の徹底について、県等は関係部局と連携して効果的な方法を検討し、実施してまいります。

基本理念3：動物の愛護と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築

(9) 施策9 地域や社会の実情を踏まえた動物の愛護管理のあり方の合意形成

ア 動物愛護推進員の拡充

動物愛護管理法第38条の規定により、県では、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を持つ方のうちから、動物愛護推進員を委嘱しております。県等が動物の愛護及び管理に関する諸施策を展開していくうえで、地域の実情を把握している動物愛護推進員の積極的な協力を幅広く得ることが重要であることから、県では動物愛護推進員の拡充を目指して、育成及び活動支援に取り組んでまいります。

イ 宮城県動物愛護推進協議会による協働関係の構築

社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行動規範について、幅広い関係主体の参画により、中長期的に検討していくことが必要であることから、動物愛護推進員、獣医師会、動物愛護団体、動物取扱業者、市町村及び県等関係者による協議会を開催し、意見交換を随時実施しながら協働関係を構築してまいります。

ウ 研修会の実施

市町村担当者や動物愛護推進員等を対象とした研修や法律の周知及び動物の正しい愛護と管理のあり方について、普及啓発を行ってまいります。

また、地域団体や企業等と協働し、動物愛護に関する情報共有を図ってまいります。

(10) 施策10 災害時における救護態勢の整備

ア 救護態勢の整備

宮城県と公益社団法人宮城県獣医師会、仙台市と公益社団法人仙台市獣医師会はそれぞれ「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結しています。大規模災害発生時には、要請により各獣医師会が被災動物の保護・収容等の救護活動を行い、県等がその活動を支援する態勢となっております。

平時においては、地域防災計画に基づく訓練を、県、獣医師会及び市町村等関係者がそれぞれの役割の下に連携協力し、計画的に実施してまいります。また、東日本大震災や令和元年台風第19号被害等の被災経験を踏まえて、ボランティアの確保、被災した飼い主への支援、保護した飼い主不明の動物の飼養管理や新たな飼い主の確保等を検討してまいります。

イ 飼い主及び県民への啓発

県は、市町村、獣医師会及び関係団体等と連携し、大規模災害発生時に被災者が飼養動物と一緒に避難することを想定した同行避難や、災害時の備え(避難生活に備えた十分なしつけや、餌等必需品の備蓄、所有者明示等)について、広く周知してまいります。

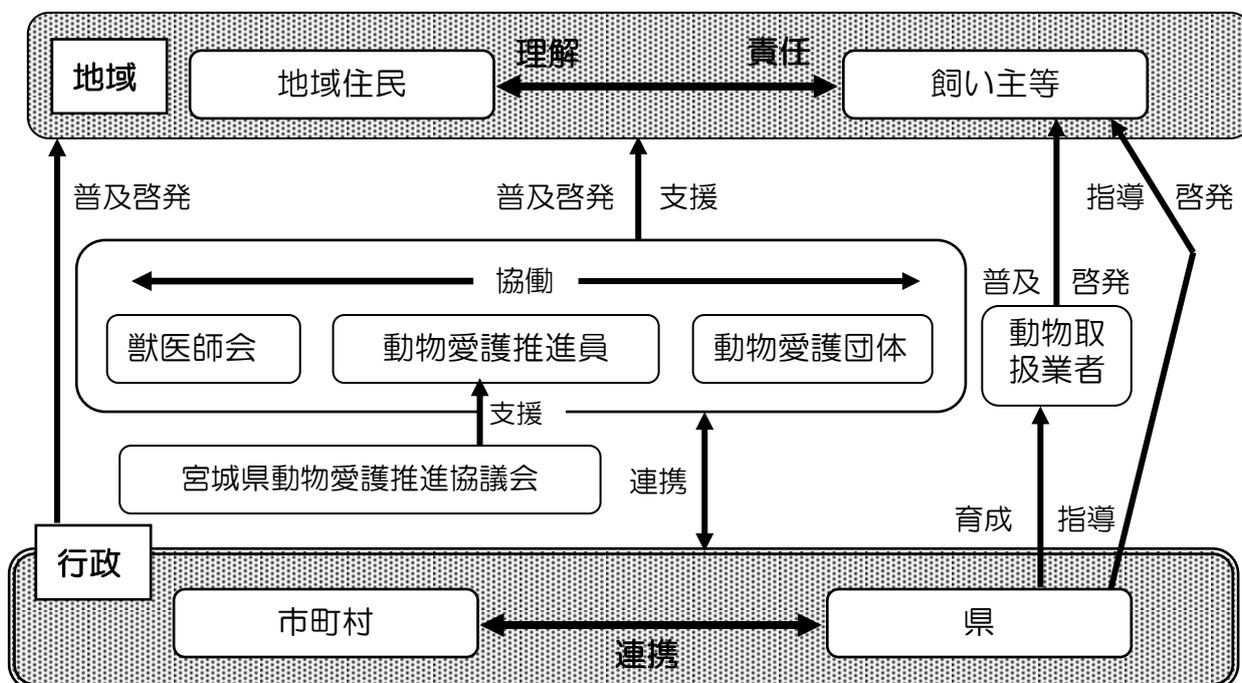
ウ 大規模感染症発生時の対応

令和2年からの新型コロナウイルスの感染拡大においては、感染者が病院や療養施設で療養する際に、飼養するペットの扱いが大きな問題となりました。この経験を踏まえ、感染症拡大時においても災害時と同様に、県民と飼養動物の安全を確保するため、獣医師会、動物取扱業者等関係団体と連携し、飼養動物の一時預かりや、人と動物間における感染防止等の対応について検討してまいります。

3 計画の推進体制

●計画における役割

- 県 : 市町村, 獣医師会, 動物取扱業者及び各関係団体等との連携体制の構築と推進計画の進行管理。
- 市 町 村 : 地域住民や飼い主等への動物の愛護と管理に関する普及啓発。
- 獣 医 師 会 : 学校動物に対する相談受付, 動物愛護活動への専門的立場での支援。大規模災害時の愛護動物の救護活動。
- 動物取扱業者 : 購入者及び利用者への適正なサービスの提供並びに適正飼養等に関する情報の発信。
- 動物愛護団体 : 譲渡の推進, 不妊去勢の推進, 動物介在活動等の支援。
- 動物愛護推進員 : 地域に根ざした動物の愛護及び管理に関する普及啓発。
- 飼 い 主 等 : 動物を所有又占有する者としての社会的責任及び動物の命に対する責任の自覚, 人と動物が共生する社会への理解と県等が行う施策への協力。
- 地 域 住 民 : 人と動物が共生する社会への理解及び施策への協力。
- 宮城県動物愛護推進協議会 : 動物愛護推進員の支援, 関係団体の調整, 動物愛護の計画及び推進に関する協議。



4 計画の見直し

社会状況の変化に適時的確に対応するため、策定後概ね5年目にあたる令和7年度を目途として、本計画の見直しを行います。